

講じた措置の内容

(1) ア 勧告事項

本件監査の対象となった建設局職員、住之江区役所職員、住吉区役所職員及び教育委員会所管事務所職員に係る平成17年1月から同年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる1,259時間について、所定の手続により給与を遡及減額のうえ返還を求めること

イ 措置内容

(ア) 建設局

平成17年1月から同年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる405時間について、平成17年8月31日に当該職員から1,229,906円の返還を受け収納しました。

(イ) 住之江区

平成17年1月から同年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のため、その業務を行い、又は活動することができる場合に該当しないと認められる316時間について、平成17年8月31日に当該職員から999,707円の返還を受け収納しました。

(ウ) 住吉区

平成17年1月から同年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためのその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる329時間について、平成17年8月31日に当該職員から1,082,647円の返還を受け収納しました。

(エ) 教育委員会事務局

平成17年1月から同年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら労働組合のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる209時間について、平成17年8月31日に当該職員から423,627円の返還を受け収納しました。

(2) ア 勧告事項

本件監査の対象となった建設局職員に係る平成13年9月から平成16年4月までの勤務時間並びに住之江区役所職員及び住吉区役所職員に係る平成16年5月から同年12月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる時間を可能な

限り認定し、所定の手続により給与を遡及減額のうえ返還を求めること

イ 措置内容

(ア) 建設局

平成13年9月から平成16年4月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる時間につきましては、勧告以降、本人への聴取により可能な限りの認定を試みましたが、本人の記憶も明確でなく、また、日々の行動を特定する証拠となるべきものなどが残っておらず、本市が客観的に時間を特定することは、非常に困難なものであります。

そのため、大阪市職員労働組合が、上記期間についても本年1月から4月と異なる実態はないと結論付け、本市に対し自主的に返還するとした金額を本市として受け入れることで、監査結果に基づく勧告に対する返還金とし、平成17年8月31日に9,839,232円の収納を確認しました。

(イ) 住之江区

平成16年5月から平成16年12月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合に該当しないと認められる時間につきましては、勧告以降、本人への聴取により可能な限りの認定を試みましたが、本人の記憶も明確でなく、また、日々の行動を特定する証拠となるべきものなどが残っておらず、本市が客観的に時間を特定することは、非常に困難なものであります。

そのため、大阪市職員労働組合が、上記期間についても本年1月から4月と異なる実態はないと結論付け、本市に対し自主的に返還するとした金額を本市として受け入れることで、監査結果に基づく勧告に対する返還金とし、平成17年8月31日に1,999,408円の収納を確認しました。

(ウ) 住吉区

平成16年5月から同年12月までの勤務時間のうち、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合に該当しないと認められる時間につきましては、勧告以降、本人への聴取により可能な限りの認定を試みましたが、本人の記憶も明確でなく、また、日々の行動を特定する証拠となるべきものなどが残っておらず、本市が客観的に時間を特定することは、非常に困難なものであります。

そのため、大阪市職員労働組合が、上記期間についても本年1月から4月と異なる実態はないと結論付け、本市に対し自主的に返還するとした金額を本市として受け入れることで、監査結果に基づく勧告に対する返還金とし、平成17年8月31日に2,165,288円の収納を確認しました。